災害対応に協力して負傷等をされた場合の補償について

　自主防災組織等の一般の災害対応協力者が、火災、救急、水災、豪雪、地震等への災害対応を行い、死亡、負傷、疾病、障害の身体的損害を被った場合、市町村は法律に基づいて、その損害の補償（公務災害補償）を行っています。本制度は消防団員等公務災害補償等共済基金が運営し、市を通じて補償を行います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 対 象 者 | 根 拠 | 補 償 対 象 に な る 場 合 |
| 火災・救急 | 消防作業従事者救急業務協力者 | 消防法第36条の３ | 近隣家屋等の消火作業をする、消防の消火作業を手伝う、救急隊の協力をするなどの活動中に負傷した場合 |
| 水災 | 水防従事者 | 水防法第45条 | 水災（洪水、雨水出水）時、管理者、団長の要請を受けパトロールや土のう積み、避難援助活動等で負傷等した場合 |
| 暴風・噴火・豪雪・地震等 | 応急措置業務従事者 | 災害対策基本法第84条 | 市長から要請を受けて災害発生の抑制、拡大を防ぐ作業に従事して負傷等した場合 |

【補償の種類】

 療養補償、休業補償、疾病補償年金、障害補償(障害補償年金又は一時金)、介護補償

　遺族補償(遺族補償金又は一時金)、葬祭費用

　詳細は消防団員等公務災害補償等共済基金のホームページをご覧ください。

　https://www.syouboukikin.jp/

【注意事項】

　○補償を受けるには、被った身体的損害が公務災害に認定される必要があります。

　○公務災害補償は、労働災害補償など他の災害補償制度との併用はできません。

　○自宅や勤務先の火災、自ら発生させた火災等「自分と関係が深い火災」の消火活動で

　　負傷した場合は、公務災害の対象にならない場合があります。

【補償に関してのお問い合わせ】

郡上市消防本部　消防総務課　0575-67-1216 〒501-4221郡上市八幡町小野4-4-1